

中学校教諭専修/一種/二種免許状（職業）の取得方法

免許法第6条別表第4

平成28年改正法適用

1 必要とする教員免許状及び所要単位数

確認欄：一般的包括的内容を満たす場合に○を付ける

所要資格		申請免許種類	中学校教諭免許状			既修得単位		要修得単位数
			専修※1	一種※2	二種	確認欄	単位数	
必要とする同一学校種の 他教科の教員免許状		専修免	専修免	専修免	確認欄	単位数	要修得単位数	
		一種免	一種免	一種免				
		二種免	二種免	二種免	確認欄	単位数	要修得単位数	
最低修得単位数 (法定科目名)	教科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	産業概説	1	1	1			
		職業指導	1	1	1			
		(★1)「農業、工業、商業、水産」	4	4	4			
		「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	1	1	1			
		小計	20	20	10	—		
	各教科に関する指導法に関する科目	8	8	3				
	大学が独自に設定する科目	24	—	—	—			
			52	28	13	—		

- ※1 専修免許状（職業）を取得する者が、一種免許状（職業）を既に有する場合、専修免許状の取得に必要な単位数から一種免許状に定める単位数を差し引くことができます。
- ※2 一種免許状（職業）を取得する者が、二種免許状（職業）を既に有する場合、一種免許状の取得に必要な単位数から二種免許状に定める単位数を差し引くことができます。

2 単位修得に当たっての注意事項

- ★1…2以上の科目についてそれぞれ2単位以上の修得が必要。
- ★1…「商船」をもって「水産」と替えることができる。
 - 〈例〉農業と商船の科目をそれぞれ2単位修得 ⇒ 当該科目として充足している（工業や商業、水産の修得は不要）
- 教科及び教職に関する科目の単位は、必ず取得する教育職員免許状の認定課程（国から認定を受けた課程）のある大学等で修得してください。また、大学が独自に設定する科目の単位は、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得してください。（免許法認定講習・公開講座・通信教育でも修得することができます。）
- 大学の開講科目名と上記の法定科目名が異なることがありますので、受講する科目が、上記のうち、どの法定科目に対応するか、大学の担当者に必ず確認してください。
- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際は、一般的包括的な内容を含めて1単位以上修得し、かつ、教員免許状の区分(専修、一種及び二種)に応じて、教科に関する専門的事項に関する科目の小計欄の単位数を修得してください。
 - ※一般的包括的な内容は各大学で設定が異なるため、一つの教科に関する専門的事項に関する科目の当該内容について、複数の大学の単位を合わせて満たすことはできません。
- 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」の科目は、当該教科に関する専門的事項に関する科目の1以上の科目を修得してください。
 - 〈例〉「農業実習」のみの修得でも可です。
 - ※ただし、一般的包括的な内容を満たすためには「工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」の履修が必要な場合があります。各大学で設定が異なるため、大学で確認してください。